月廿三日　御書来請取り

但所初尾出後下印共取り

一十月　此月定例　何事も無し

月始下々上下令日限編跡達　且代惣下　右

一十一月　上納令未納ゆへ廿四五日之内上納日限月番所ニ年寄ニ

御書ニ在之下ゆへ二十日限所達ゆへ出ゆへ当日所番所ニ

持来未納下ゆへ下々押物帳面ニ所ニ置ゆへ

但所書不以縁類下ニ延を以為変ゆへ右ニ承知上納致ゆ事

下外御書ニ又定義之事ニ書役ニ問合下ゆ事

一十二月　当月限り御事後廿五日当日諸向付庵ニ以御事

右毎御事勤方万一不案内之庶中出勤之義勝力ニも

下来候ニ縁来記無ゆ物又無変庶中ニ尋問下ニ致ゆ

此候ニ係様無変ニ与評ニ随ひ元年下ニ至ニ事

天保九戌年

三月当　大行事

惣行事

毎月毎御事東代之義次御事四人未持次第事

未後下ゆ事

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『諸色調類集 32巻』　請求記号 812-1

ガラス使用

菱垣廻船積仲間再編ニ候ニ天明八年巳未
お願ニ候ニ有ニ之ニ御座ニ候ニ紀有ニ之文紀五辰年二月廿
小田切土佐守殿御役中積仲間名目　御免ニ相成
其所ニ於中候ニ候ニ也
菱垣廻船ニ積合ニ御座船有ニ之ニ候ニ十組問金
どもニ組外ニ荷物ニ而も一同ニ居候ニ也　殊ニ元主候

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

外ニ組外ニ之ヨリ出ス人ハ都合拾七人ニ之ヨリ御籠ニ行ハ天明ニ
正来ニ得ル船ニ以ル積来ル二月御籠ニ行ハ出ス仕事ニ通ス
得ル船ニ而積所ニ正来御籠ニ閏五月右拾七人ハ少元
本成ニ依ル仕事ニ御ニ上ハ為宜加令千ヲ為ニ年ニ上内ニ仕事
同六月中根岸飛鳥屋ニ勤役中出作ニ閏五月
芝地ニ船積合ニ者ニ同故様中立ニ月右伴出帰

大佐ヲ居ル方ニ山門ニ渡ル相成ニ再ニ御ニ上ニ御籠ニ支扱ニ者
拾七人ニ閏五月右同ニ以ル元ニハ雖相成依ニ御籠ニ後ハ
毎組第種閏五月十三人外ニ御籠ニ支扱ニ之ヨリ出ス人
加リ都合五拾七人ニ御籠ニ閏五月右同 少元本成ニ而論
右拾七人ニ者年ニ令千ヲ為ニ上内中立ニ為拾七人ニ者ハ
得ル船ニ行ハ積入残ニ拾七人ニ者ニ支扱ニ御籠ニ

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1
ガラス使用

二田と山府に

砂糖荷物持足船る定の土を十組諸問屋にあるくも
上納令差出了組る其後折本藏十郎中郎と共に同令
進退を以永代橋新大橋大川橋新規撰稿修復を
十組諸問屋を三線議る門奥取扱中立右上令を請ふ
百姓たハ耕作致し年貢差上

御國恩を報し以て町人令を右様に依て文に依て
為冥加まゝ上令仕事ある中上の故山府の深恵の所同年
十二月中五拾九組ある土を年令八千万五拾五十四
但上令殊に所五拾九組問屋を一二年分高ある代令
五百万五拾ある書上の田

一同七年年中右積仲間に附属之組ある拾四組ある一七年

令或子ゟ指支免上納仕候ゟ所ゟ如此之通致仰付ゟ

但去ニ年ゟ右同ゟ商ニ而元令或四万ゟ為徴ゟ書上ゟ由

右之通蓋地ゟ船積仲間名目　ゟ元ゟ成ゟ如下ゟ積　二行柄

小油砂糖鰯ゟ所塩干者乾物類ゟ船ゟ積ゟ又ゟ月

蓋地運送不乗理ニ有之積仲間名目雖ゟ之ゟ月共

年ゟ引續蓋地一万積ゟ成ゟ如此仕候ゟ文化十四寅年中

永田備後守ゟ居ゟ勤役之中ゟ不之中ゟ之ゟ如紀昆三ヶ浦

ゟ船ゟ船稼ゟ詞ゟ沢柄ゟ化年ゟ年紀田殿ゟ山元ゟ文ゟ仰

致仰立ゟ月十組行事ゟ月ゟ同家ゟ返之雖ゟ沢ゟ

化文ゟ吟ゟ有之ゟ月文政八ゟ年中ゟ神京ゟ寺ゟ居ゟ勤役中

蓋地一万積之ゟ居東中ゟ之ゟ如右ゟ同中十組同居ゟ之諸

荷物八九歩通ゟ船ゟ後積之ゟ成小油一ゟ実之積ゟ方

差支無之候ニ付文政十子年正月中右同庄行事ニ而水油積受
不申候処右船頭之者新規之儀ニ付右躰積受候而ハ以来難渋人
之元有之十組諸問屋共一同差構候ニ付右躰積之所柄相変
候段申達之處聞入不申候故右一件同年六月二人を以相願
有之諸荷物共菱垣一方之外決而積入申間敷旨規定書
同五月中其外村方之者右之者共方々荒之当組ニ拘大坂菱垣

廻船問屋兼紀伊国屋新助樽廻船手寄之方ニ而不行届之儀有之
其上翌丑年中佐田地大坂ニ而兵庫樽廻船川口ニ罷寄
菱垣廻船ニ差障候段積仕候之者有之候ニ付一同相明ニ
并諸規定之も当時迄諸荷物共一手持船積ニ
相成候ニ付江戸大坂菱垣廻船ニ携り候者共渡世之儀
差支ニ相成候故右江戸廻船問屋共二人ニ而右者天保三辰年中

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

[illegible]船積[illegible]積方[illegible]諸荷物一回[illegible]無理[illegible]

[illegible]

砂糖荷物蔓草一万積入[illegible]運送無理[illegible]

中[illegible]保一[illegible]十組[illegible]内[illegible]組[illegible]荷物[illegible]も蔓草

一万[illegible]服[illegible]蔓草船仕立一万差支[illegible]

[illegible]

一流[illegible]船積[illegible]蔓草一万積

[illegible]

方組[illegible]内[illegible]店組[illegible]店[illegible]組[illegible]店組[illegible]店

[illegible]組[illegible]船方[illegible]店組[illegible]店[illegible]組[illegible]

[illegible]店組[illegible]組[illegible]組[illegible]行事[illegible]

[illegible]九[illegible]年[illegible]年[illegible]月中蔓草一万積[illegible]

一同ニ合古儀ニ立帰リ為帰可致ニ為仕候ハ以上船下積ニ
右成ハ以来万般ハ前書指十二組ニ内ニ為七組ニ者一同ニ成
雑船来ニ而損毛割合ニ後ニ年後店ニ組其局組
右文七組ニ内ニ定式代人ニ定ハ此ニ而ハ右来
ニ此ニ九ヶ年以来一ヶ積ニ而規定通ニ勤方ニ右成
以而ニ雑船ニ以極ニ十居留在来ニ後ニ今ニ至ニ

極市元甚外ニ活ニ以者来也得ニ万等宋故ニ後ニ
有ニ一郎ニ為帰来仕ハ者ニ内ニ至ニ伝情ニ手ニ来ニ元年も
者ニ自分ニ其風俗ニ為ハ以事故ニ其行事後ニ内
以ニ何程ニ代人ニ差出ニ而も不苦極ニ右成諸問ニ
一同ニ右風俗ニ右成可申ニ成ニ年古来ニ振合ニ立ニ来リ
古方八組

塗物店　円店組　通町組　紙店組　打店組
茶種店　綿店組　表店組
伝船方六組
川岸組　鉄店組　茶屋組　茶種店　紙店組
彩茶組
右組ニ内ト二組ヲ一年大行事役ノ切一組ヨリ

壱人ヲ或人自能ト名ニ右ニ動万一諸事僕ニ有ニ此時ハ
残リ組ニ之ノ一同ニ名ニ万端ニ在ル様ニ而ハ無ニ
第一切ニ有ニ之ニ而ハ変由
右ニ通ニ右ニ成ニ而後ニ之ニ教ニ而合ニ成ニ之ニ表ニ変ニ此ニ止ニ仕候
旬編船方万端ニ在ル様ニ右組ニ之ニ外ニ右方伝船ニ在ル
元行事ニ兼ニ物店行事ニ立ニ今ニ至ニ而ニ僕ニ而ニ万端

第拾六ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第拾七ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第拾八ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第拾九ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第弐拾ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第弐拾壱ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第弐拾弐ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第弐拾三ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第弐拾四ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第弐拾五ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第弐拾六ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第弐拾七ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第弐拾八ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第弐拾九ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第参拾ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第参拾壱ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第参拾弐ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第参拾三ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第参拾四ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第参拾五ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第参拾六ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第参拾七ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第参拾八ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第参拾九ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第四拾ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第四拾壱ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第四拾弐ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第四拾三ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第四拾四ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第四拾五ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第四拾六ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第四拾七ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第四拾八ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第四拾九ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第五拾ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第五拾壱ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第五拾弐ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第五拾三ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第五拾四ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第五拾五ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第五拾六ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第五拾七ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第五拾八ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第五拾九ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第六拾ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第六拾壱ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第六拾弐ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第六拾三ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第六拾四ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第六拾五ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第六拾六ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第六拾七ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第六拾八ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第六拾九ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第七拾ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第七拾壱ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第七拾弐ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第七拾三ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第七拾四ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第七拾五ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第七拾六ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第七拾七ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第七拾八ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第七拾九ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第八拾ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第八拾壱ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第八拾弐ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第八拾三ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第八拾四ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第八拾五ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第八拾六ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第八拾七ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第八拾八ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第八拾九ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第九拾ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第九拾壱ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第九拾弐ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第九拾三ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第九拾四ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第九拾五ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第九拾六ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第九拾七ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第九拾八ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第九拾九ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

第百ノ条 船ヲ繋留シ又ハ停泊スル者ハ他ノ船舶ノ通行ヲ妨ケサル様注意スヘシ

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

船荷おもひ得し 湯痛おもひしに 石運賃高に
五刻 惜迄ニ為お御ゆりて 運賃合力ニ為御勘定
お立日由

元来蓋恒也船積仲間右来ハ連隣被ゆる中
後も積仲間おもひ合運送致事難船者と嫌
積合一同猶手不猶手有ニ以を助合也船も行立ハ

原計也ゆ実ニ忘れ永續仕来ハ後ニ為ハ下ハ積ニ
成ハ不也海上風波おもひも湯痛ニ為国成上積ニ
荷物也甚対ニ湯痛等在不在投ハ荷ニ吏丈ニ
連ハ不投ハ為也賣物ニ不お成且大風子海上難渡廊也
上ハ積ニ三何物削捨石也船海上お渡ニ余持ハ事故
是又難船海ニ乃見ハ上元船ニ痛損ニ終得船

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1
ガラス使用

道具捨り入用并別段之何物捨り代令端痛荷物
之乗限先恩積合之元也限刻月積合一回之者分
出令致し也ゆゑ荷物捨り此者も損毛少々元船
仕事ハ其事運送之方支出事ハ仕事ニ有之候ハ
差損ニ遠橋船ニ積合ハ損ニ積更方も手ヲ不ニ諸々
一己猶手ニ已ニ拘リ遠ニ繼積増長ニ成事ニ依令

損毛を償ハ荷ニ中減ニ致ニ多ニ已ヘ風遊ニ之路
荷ニ在風俗ニ成事故前文ニ依ニ度積仲間
名同ハ元ニ命ニ中減ニ過ニ無ニ此ニ一方積
永續可致筋ニ之由古来分差損一方積ニ仕法
遊ニ追得失ハ道理ニ本当ニ船ニ方ニ有も荷物端痛
出来ハ時ニ乗限償方ニ之ニ有ニ当張ハ残ニ無ニ書

其外都而運賃安山高張荷物積多分微之御ゝ
後ゝ而出船之荷物之内之方ゝ支ゝ不成出庄ゝ
但本文荷物之後蓋恒橋船安出船ゝ積入ゝ不成
以前ゝ積之方ゝ廣ゝ一御ゝ無理ゝ出庄ゝ
一 文化之事大令仕ゝ日本手間ゝ左之前ゝ之合不拂ゝ而
其ゝ家化致ゝ以前他ゝ入込ゝ荷物有調其御ゝ事

但外ゝ荷物不可拂出海ゝ致ゝ不穩後ゝ出庄ゝ
右之合不問出差止不成ゝ可御ゝ由ゝ出庄ゝ
右之ゝ様義ゝ以辨中者以上

七
八月

小倉朝山郎
加茂右左衛

天保十巳卯年十一月

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

上

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

質屋左渡世相休以超風雪及兼以眉目調知

淺草花川戸町

質屋

忠左衛門

同　伊勢屋

同所山之宿町

同　忠　蔵

同　定　吉

同所聖天町

同　孫右衛門

同　次　兵　湯

同　市太郎

同町横町

同　族　兵　湯

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

右之ものは後戸を差渡せ相休ひ申候ゟ無之
質ハ置ニ之ものは其越ハ前家門ニ而返居又ハ宮病
人ニ而之越申之一ヶ月渡世見合居其由之ニ而
此節は平日之通渡世致シ居ハ得た浅草通
質屋ハ渡世相休ハ越同家住候身此段ハ
可能屋申ハ以上

十二月

小倉新文郎
加茂太右衛門
小林茂太郎

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1
ガラス使用

天保十四年十二月
諸色重宿不病華川下[illegible]
川上[illegible]
中三百[illegible]付

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1
ガラス使用

と

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

有諸国在之前之後仕入今所借
諸国之事前拘送付不申之事淋々
後之知得遠仕不往在之有高書仕乃方
在之前元々後之内端之成々有此上
諸国在之諸国之前之元在所由趣之
右源之壽制方奸曲之賄子属之人

直須せり上不申且前借仕入諸々者々
押須し賄子属之成々方々不申夫々
送付々仕癖出之締之成下宮得之
市中高人出子元々後者此上之締方
仕前拘淫沢仕々根拠門為仕下申々
一諸前拘諸高人出分在之前之所々々

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

右之者後手拭壹ヶ所ニ付代百六拾四文ニ又ニ
百三拾弐文位ツヽニ高ニ越ニ付右百六拾四文ニ
手拭壹ヶ所買入ル相添此ニ限中ニ百以上

辰 正月

陽慶 巳
定 巳
源月 巳

天保十五辰年二月

諸色調類集 第三十二 [illegible]

市中諸商人ハ其背性ニ止ル正札ニ而商ひ
いたしら様去ニ寛年十月中ら仮渡ハ其
背性ニ記ハ後ニ未止一般ニ諸事とも
去ル事角正札ニ記ハ様ニ成ハ組渡ニ記ニ
ハ様子ニ而 此義ニ取掛ニ而ハ事ニ正札
記ニ並ハ様子ニ而ハ事ニ而 左ハ事ニ月後
背性用ひ無直ニ記ニ並ハ様ニ成る

「札ケ下」

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『諸色調類集 32巻』　請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用